

# 小樽税務署からのお知らせ

お問い合わせ先 : 小樽税務署 TEL0134-23-2171  
小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎

**申告書はご自分で作成して早めの提出をお願いします**

**平成 29 年分所得税及び復興特別所得税・贈与税の確定申告は  
3月15日(木)までに!**

**消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は  
4月2日(月)までに!**

申告書の作成は **自宅等のパソコン**から  
国税庁ホームページの **「確定申告書等作成コーナー」**で!!  
( <http://www.nta.go.jp> )



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、是非、ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」はタブレット端末からもご利用いただけます。

※ タブレット端末からは、パソコンで利用可能な e-Tax での送信など、一部の機能が利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出してください。

## **確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です!**

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。)

※ e-Tax で申告書等を送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

## 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税（個人事業者）・ 贈与税の確定申告会場は **小樽市産業会館** です

開設期間 **平成 30 年 2 月 16 日(金)～平成 30 年 3 月 15 日(木)**（土曜・日曜日を除く）

受付時間 午前 9 時～午後 4 時 ※ 会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

会 場 小樽市産業会館 2 階（小樽市稲穂 2 丁目 17 番 1 号）

### 〈注意〉

- ・ 税務署の庁舎内には、確定申告会場を設置していません。
- ・ 会場には、駐車場は設置していませんので公共交通機関等をご利用願います。
- ・ 限られた職員で対応いたしますので、会場が混雑している場合には長時間お待ちいただく場合があります。

## 医療費控除の明細書の添付が義務化されました

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、医療費控除の明細書や確定申告書を作成することができますので、是非、ご利用ください。

※ 医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）。

## 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です（外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給がある場合を除きます。また、源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます。）。

なお、税務署へ確定申告書を提出する必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳細は、小樽市役所（市民税課）にお尋ねください。

## 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。